

# 八日市文化芸術会館・あかね文化ホール友の会 規約

## (設 置)

第1条 公益財団法人東近江市地域振興事業団（以下「事業団」という。）が主催する自主文化事業等の鑑賞をとおして、東近江市の文化芸術振興に寄与することを目的に、八日市文化芸術会館・あかね文化ホール友の会（以下「友の会」という。）を設置します。

## (会員・会費)

第2条 会員とは、本会の趣旨に賛同し、本規約を承認の上、第3条に定める会費を納めた方をいいます。

第3条 友の会の年会費は、1,500円とします。  
2. 前項により納入された会費は、いかなる理由があっても返還しないものとします。

## (入会手続き)

第4条 友の会に入会しようとする者は、次のいずれかの方法により申し込むものとします。  
(1) 会費を添えて、各ホールの事務所へお申込みください。  
(2) 最寄りのゆうちょ銀行で、「払込取扱票」にて会費をお振り込みください。（振込手数料は事業団負担）

## (会員証)

第5条 会員には、会員証を発行します。  
2. 会員証は、会員のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。  
3. 会員証の紛失や盗難にあった場合は、速やかに友の会事務局に連絡するものとします。  
4. 会員証の再発行は、手数料として300円が必要となります。

## (会員の期間)

第6条 会員の有効期限は、各年4月1日より翌年3月31日までの1年間とします。なお、4月1日以降に入会された場合は、入会した日から3月31日までとなります。

## (会員の特典)

第7条 会員は、次の各号に掲げる特典を有するものとします。  
(1) 事業団が指定する自主文化事業に使用できる「助成券」を差し上げます。  
「助成券」(500円分)は、3枚綴りとなっており、1事業につき1枚のみの使用となります。助成券の使用は、第6条の期間内に開催する事業に限ります。  
(2) 事業団が指定する自主文化事業の入場券の優先予約（優先予約の受付は電話とメールのみとし、受付期間は一般発売日の1週間前から前日の12時までとする。）  
(3) 催事案内の送付 あかね  
(4) 喫茶セリーヌと喫茶明歌音にて、1回500円以上の飲食につき「助成券」を1枚使用できます。  
2. 前項の入場券の購入の際は、必ず会員証を提示してください。

(ただし、一般発売開始日から2週間以内に公演会場にて購入してください。1カ月を過ぎるとキャンセル扱いとなります。)

(届け出事項の変更等)

第8条 会員の氏名・住所等に変更があった場合は、速やかに友の会事務局に連絡するものとします。

(事務局)

第9条 友の会に関する事務は、東近江市立八日市文化芸術会館が行うものとします。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、友の会の運営について必要な事項は、事業団が別に定めるものとします。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から適用します。

附 則

この規約は、平成22年3月1日から適用します。

附 則

この規約は、平成25年2月1日から適用します。